

## 下限面積（別段面積）のお知らせ

農地の権利を取得（農地売買、贈与等）するには、取得する本人、あるいはその世帯員等が、取得後の耕作面積が垂水市で設定された下限面積を超えなければ、農地を取得できません。また、空き家に付属した農地（垂水市空き家バンクに登録した家屋に付属する農地）にも下限面積が設定されております。この下限面積は市町村によって異なるため、ご注意ください。

これに伴い、垂水市農業委員会では、下限面積を次のとおり定めましたのでお知らせします。

区域	下限面積
垂水市全域	20 アール
空き家に付属した農地（垂水市空き家バンクに登録した家屋に付属する農地に限る。）	0.1 アール